



埼玉県報

第 2 2 5 0 号
平成 2 3 年 1 月 4 日
火 曜 日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県青少年総合野外活動センターの指定管理者の指定\(青少年課\)](#)
- [埼玉県防災学習センターの指定管理者の指定\(消防防災課\)](#)
- [圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価公聴会\(環境政策課\)](#)
- [埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理者の指定\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者の指定\(自然環境課\)](#)
- [さいたま緑の森博物館の指定管理者の指定\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県立嵐山郷の指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立児童養護施設上里学園の指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立障害者歯科診療所あさか向陽園の指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立障害者歯科診療所そうか光生園の指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県障害者交流センターの指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県伊豆潮風館の指定管理者の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理者の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県県民健康福祉村の指定管理者の指定\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県農林公園の指定管理者の指定\(農業政策課\)](#)
- [埼玉県県民の森の指定管理者の指定\(森づくり課\)](#)
- [戸田公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [吉見総合運動公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [荒川大麻生公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [和光樹林公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [新座緑道の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [狭山稲荷山公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [権現堂公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [特別県営住宅\(シラコバト住宅\)の指定管理者の指定\(住宅課\)](#)
- [特定公共賃貸住宅\(鴻巣登戸住宅、加須南大桑住宅、与野上落合住宅、春日部内牧住宅及び大宮砂住宅\)の指定管理者の指定\(住宅課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立小川げんきプラザの指定管理者の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立神川げんきプラザの指定管理者の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人アミイプラネッツ
- 三 代表者の氏名
中山 眞弓
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市仙波町一丁目十一番二十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広くすべての地域住民に対し、舞台芸術活動に関する事業を行い、青少年の健全育成や芸術振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みらいの会
- 三 代表者の氏名
杉山 空光
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目三番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす青少年に対し、空手教室を通し心身の鍛練を行い、また地域のふれあい活動に参加し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ユースフェロージャパン
- 三 代表者の氏名
新井 廣和
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目十九番六号財団法人埼玉YMCA浦和センター内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、さまざまな困難にある人の自立を支援することを願い、他の自立支援団体・組織との協力関係（ネットワーク）を作り、市民の立場・視点から、誰でもが喜びを感じて生きられる市民社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県青少年総合野外活動センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

小学館集英社プロダクショングループ

東京都千代田区神田神保町二丁目三十番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県防災学習センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日立ビルシステム・丹青社共同事業体

東京都千代田区神田美土代町七番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六号

鶴ヶ島市の区域内において行われる圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書について、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

平成二十三年一月二十二日（土）

午前十時から正午

鶴ヶ島市役所五階会議室

三 計画等策定者の氏名及び住所

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

四 意見を聴こうとする事項

圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書
についての環境の保全と創造の見地からの意見

告 示

埼玉県告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県生態系保護協会

埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目百三番地一YKビル内

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人トトロのふるさと財団

埼玉県所沢市小手指町四丁目二十番地二

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま緑の森博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社自然教育研究センター

東京都立川市錦町二丁目一番二十二 二号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立嵐山郷の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設上里学園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県障害者交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県奥武蔵あじさい館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社グリーンハウス

東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県伊豆潮風館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社馬淵商事

東京都目黒区平町一丁目十六番二十四号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム

埼玉県熊谷市上之字藤の宮二千二十六番地二

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県民健康福祉村の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ株式会社グループ

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県農林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人埼玉農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、戸田公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、吉見総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人公園緑地管理財団

東京都文京区関口一丁目四十七番十二号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、荒川大麻生公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県生態系保護協会

埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目百三番地一 Y Kビル内

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、和光樹林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

和光市

埼玉県和光市広沢一番五号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、新座緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社八廣園

埼玉県川口市大字西立野百八十七番地

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、狭山稲荷山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

狭山稲荷山公園・西武パートナーズ

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、権現堂公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

権現堂公園管理事務所

埼玉県幸手市北一丁目六番九号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特別県営住宅（シラコバト住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特定公共賃貸住宅（鴻巣登戸住宅、加須南大桑住宅、与野上落合住宅、春日部内牧住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年一月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

橘

裕

子

一 許可番号

平成二十二年十二月二十一日

指令越建セ第二二〇〇一二一号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十四日

越建セ第三四七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼五〇五―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町川端四丁目三―三四 エステートピア翔B棟二〇三号

宮崎 渉 宮崎 里香

告 示

埼玉県教委告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

長瀬教育振興グループ

埼玉県秩父市宮側町十四番十六号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立小川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

オーエンス・アイルグループ

東京都中央区築地四丁目一番十七号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県教委告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立神川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月四日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東急コミュニティー

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県選挙管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十三年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党埼玉県川越市議会第1支部	明ヶ戸 亮太	明ヶ戸 弘子	川越市小堤539-1	平成22年11月29日

(2) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋山真美後援会	秋山 真美	秋山 馨	比企郡吉見町北吉見1632-58	平成22年11月29日
あしたの飯能をつくる会	清水 和雄	清水 和雄	飯能市征矢町13-1	平成22年11月17日
芦田芳枝後援会	芦田 芳枝	芦田 勲	川口市安行原1328-2	平成22年11月4日
新井悦子後援会	新井 悦子	新井 嘉一	比企郡川島町上伊草1586-3	平成22年11月26日
石村次郎を育てる会	兼子 章	千葉 茂	草加市清門町513-9	平成22年11月5日
伊藤まなぶ後援会	伊藤 仕	伊藤 仕	さいたま市北区宮原町2-126-10 Rハイツ405	平成22年11月11日
英知の会	宮本 英典	吹田 充	さいたま市見沼区東大宮4-25-16	平成22年11月2日
えんどう昇後援会	遠藤 昇	遠藤 昇	ふじみ野市亀久保1-7-23 西山コーポ101号	平成22年11月8日
岡しげお菖蒲後援会	柴崎 美雄	田中 勝	久喜市菖蒲町菖蒲5013-155	平成22年11月24日
岡安良後援会	荒井 豊治	岡安 則子	南埼玉郡白岡町下大崎1536	平成22年11月4日
柿沼たか志後援会	柿沼 貴志	柿沼 典子	行田市桜町2-13-15	平成22年11月30日
角田一夫後援会	角田 一夫	萩原 秀咲	さいたま市岩槻区西町1-3-24	平成22年11月8日

吉星会	吉良 英敏	吉良 まどか	幸手市惣新田 1 4 6 5	平成 22 年 11 月 8 日
木村はるお後援会	井草 宏二	大沼 謙二	幸手市内国府間 3 0 - 5	平成 22 年 11 月 19 日
吉良英敏後援会	吉良 英敏	吉良 まどか	幸手市惣新田 1 4 6 5	平成 22 年 11 月 8 日
国島としお後援会	國嶋 寿夫	國嶋 武	東松山市和泉町 7 - 4 6	平成 22 年 11 月 18 日
県政改革推進の会	吉川 功一	江川 里香子	坂戸市成願寺 6 0	平成 22 年 11 月 8 日
小井戸英夫後援会	北嶋 一男	山崎 直樹	児玉郡神川町小浜 5 7 5	平成 22 年 11 月 26 日
こうろく栄助後援会	利根川 直行	高鹿 栄美子	吉川市保 6 5 0	平成 22 年 11 月 16 日
小林一貫後援会	小林 進	江森 亀雄	熊谷市妻沼 1 6 2 4	平成 22 年 11 月 8 日
埼玉県政を改革する会	河野 芳徳	河野 芳徳	志木市本町 6 - 2 7 - 8 - 2 0 3	平成 22 年 11 月 5 日
坂本国広後援会	坂本 定男	坂本 秀子	鴻巣市鎌塚 3 - 5 - 1 6	平成 22 年 11 月 26 日
佐藤泰彦後援会	三谷 和正	斉藤 覚	鴻巣市人形 4 - 6 - 3 0	平成 22 年 11 月 30 日
島田のりお後援会	島田 和一	島田 哲雄	ふじみ野市亀久保 3 - 9 - 5	平成 22 年 11 月 11 日
慎政会	末廣 慎二	末廣 翔子	さいたま市岩槻区尾ヶ崎 1 6 6 5	平成 22 年 11 月 12 日
新世政策研究会	木村 逸郎	谷 美和子	ふじみ野市新駒林 3 - 5 - 1 5	平成 22 年 11 月 22 日
鈴木万里子後援会	船津 徳英	鈴木 三郎	鳩ヶ谷市本町 1 - 3 - 1 2	平成 22 年 11 月 10 日
政治経済新報社	市川 忠彦	木村 秀利	熊谷市小江川 2 1 8 7	平成 22 年 11 月 11 日
瀬賀恭子後援会	瀬賀 恭子	瀬賀 正義	越谷市南町 1 - 1 - 8	平成 22 年 11 月 25 日
竹内えいじ後援会	竹内 栄治	竹内 小百合	越谷市東越谷 8 - 3 1 2 3 - 1 0	平成 22 年 11 月 25 日
武内まさふみ後援会	武内 政文	武内 江里子	入間郡越生町越生 8 9 5	平成 22 年 11 月 8 日

谷しんいち後援会	谷 新一	谷 美和子	ふじみ野市新駒林 3 - 5 - 1 5	平成 22 年 11 月 22 日
誰もが笑って暮らせる街をみんなでつくる会	太田 博希	太田 清子	狭山市鷺ノ木 2 4 - 1 6	平成 22 年 11 月 15 日
地域と絆を育む会	天野 雅裕	鷓沢 勇	さいたま市見沼区島町 7 0 2 - 1 - 2 - 7 0 5	平成 22 年 11 月 2 日
頓所澄江後援会	原口 重美	原口 重美	鴻巣市東 2 - 1 - 8	平成 22 年 11 月 2 日
中村文明後援会	中村 文明	中村 康子	川越市新宿 1 6 6 7 - 5	平成 22 年 11 月 9 日
2 3 人の議員の会	佐藤 勇	浅井 昌志	草加市谷塚仲町 2 9 1 - 2	平成 22 年 11 月 22 日
畑谷茂後援会	畑谷 茂	畑谷 直子	越谷市弥栄町 3 - 4 3 - 1 4 8	平成 22 年 11 月 26 日
鳩ヶ谷市を守る会	鈴木 万里子	鈴木 三郎	鳩ヶ谷市本町 1 - 3 - 1 2	平成 22 年 11 月 10 日
春山純子といきいき幸手を語る会	春山 純子	正村 久美子	幸手市中 5 - 1 0 - 1 9	平成 22 年 11 月 1 日
菱沼あゆ美後援会	菱沼 あゆ美	菱沼 誠一	南埼玉郡白岡町篠津 2 1 5 0 - 5	平成 22 年 11 月 29 日
ふくだ悟郎サポーターズクラブ	福田 悟郎	船木 淳	所沢市東所沢和田 3 - 1 3 - 5 3	平成 22 年 11 月 5 日
福田洋子後援会	福田 洋子	福田 直司	川口市前川町 4 - 2 4 7 - 1	平成 22 年 11 月 2 日
誇れる草加をつくる会新田支部	鷲見 明	千葉 茂	草加市新善町 4 0 3 - 2	平成 22 年 11 月 5 日
発知孝雄後援会	本郷 正	発知 登	川越市笠幡 4 4 6 8	平成 22 年 11 月 4 日
松尾孝彦後援会	松尾 孝彦	松尾 陽子	鶴ヶ島市上広谷 2 6 9 - 6 9	平成 22 年 11 月 30 日
森いくまと新しい蓮田を創る会	森 伊久磨	森 智子	蓮田市東 2 - 8 - 1 7	平成 22 年 11 月 2 日
もりやあつし後援会	守屋 淳	守屋 明日香	熊谷市小八林 1 1 3 1 - 6	平成 22 年 11 月 29 日
躍進ふじみ野の会	澤田 貞雄	加藤 由美子	ふじみ野市上福岡 2 - 2 - 5	平成 22 年 11 月 25 日

告 示

埼玉県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県第九選挙区支部	会計責任者	川原 範久	小林 隆成	平成22年11月25日
自由民主党幸手支部	代表者	三ツ林 裕己	三ツ林 隆志	平成22年11月29日
自由民主党総合教育研埼玉支部	代表者	細田 徳治	召田 均	平成22年11月11日
	会計責任者	細田 善則	本林 幸和	
	主たる事務所の所在地	戸田市氷川町1-14-17	戸田市新曽2431	
民主党埼玉県第1区総支部	会計責任者	吉田 英紀	松岡 耕一	平成22年11月5日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
大倉秀夫後援会	代表者	吉田 和雄	斉藤 博	平成22年11月4日
	会計責任者	大倉 秀夫	大倉 崇隆	
大野もとひろ後援会	主たる事務所の所在地	川口市栄町2-1-11 ブランズ川口 栄町パークフロント103	川口市南前川2-4-3	平成22年11月11日
幸福実現党埼玉県本部	会計責任者	金澤 千鶴子	櫻井 万里子	平成22年11月12日
	主たる事務所の所在地	さいたま市北区別所町46-28	春日部市増富267-7	
さいど証後援会	主たる事務所の所在地	比企郡川島町八幡3-1-4	比企郡川島町吹塚769-10	平成22年11月29日
さぎさわ義明後援会	会計責任者	伊藤 紀男	栗原 茂	平成22年11月19日

市民のための市政を創る会	代表者	松本 厚	佐々木 勲	平成 22 年 11 月 12 日
	主たる事務所の所在地	草加市弁天 1 - 1 6 - 2 3	草加市稲荷 2 - 7 - 1 4	平成 22 年 11 月 12 日
新藤信夫後援会	代表者	川村 郁夫	横溝 孝二	平成 22 年 11 月 26 日
手島ひでみ後援会	会計責任者	三澤 知道	根岸 稔治	平成 22 年 11 月 5 日
内藤みつお後援会	会計責任者	三澤 知道	根岸 稔治	平成 22 年 11 月 5 日
ふくだ悟郎後援会	名称	ふくだ悟郎後援会	ふくだ悟郎サポーターズクラブ	平成 22 年 11 月 16 日
細田徳治後援会	代表者	栗原 隆司	斉藤 純忠	平成 22 年 11 月 11 日
堀江よしはる後援会	代表者	不破 多三郎	沢田 忠夫	平成 22 年 11 月 10 日
吉田一志後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市岩槻区西町 1 - 2 - 2 3	さいたま市岩槻区南平野 5 0 2 - 2 ラ・メール壺番館 2 0 4	平成 22 年 11 月 25 日

告 示

埼玉県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成22年11月 1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
新しい大利根をつくる会	平成22年 3月23日	平成22年11月 8日
柿沼とみ子後援会	平成22年 3月23日	平成22年11月 8日
中村ひろひこ埼玉後援会	平成22年11月10日	平成22年11月10日

別記2（平成22年11月 1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
角田一夫後援会	平成22年10月31日	平成22年11月 9日
小林一貫後援会	平成22年11月 8日	平成22年11月 8日
坂本国広後援会	平成22年11月25日	平成22年11月26日
佐藤泰彦後援会	平成22年11月30日	平成22年11月30日
平社輝男後援会	平成22年11月16日	平成22年11月16日

別記 3

政治団体の名称 **新しい大根をつくる会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 柿沼 とみ子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 大根町長

報告年月日 平成22年11月8日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,192円

ア 前年繰越額 1,192円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 1,192円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金 1,192円

合 計 1,192円

政治団体の名称 **柿沼とみ子後援会**

報告年月日 平成22年11月8日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 191,180円

ア 前年繰越額 185,304円

イ 本年収入額 5,876円

(2) 支出総額 191,180円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

(ア) 寄 附

a 政治団体からの寄附 5,781円

イ その他の収入

10万円未満の収入 95円

合 計 5,876円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

その他の寄附 5,781円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費 191,180円

合 計 191,180円

政治団体の名称 **中村ひろひこ埼玉後援会**

報告年月日 平成22年11月10日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 696,816円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 696,816円

(2) 支出総額 696,816円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

(ア) 寄 附

a 個人からの寄附 6,816円

b 政治団体からの寄附 690,000円

合 計 696,816円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

その他の寄附 6,816円

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

中村ひろひこ後援会 690,000円 東京都千代田区

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費 50,000円

(イ) 備品・消耗品費 3,560円

(ウ) 事務所費	8,630 円	(平成20年分)	
イ 政治活動費		1 収入・支出の総額	
(ア) 組織活動費	634,626 円	(1) 収入総額	0 円
合 計	696,816 円	ア 前年繰越額	0 円
		イ 本年収入額	0 円
政治団体の名称	角田一夫後援会	(2) 支出総額	0 円
報告年月日	平成22年11月9日	(平成21年分)	
(平成19年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0 円
(1) 収入総額	0 円	ア 前年繰越額	0 円
ア 前年繰越額	0 円	イ 本年収入額	0 円
イ 本年収入額	0 円	(2) 支出総額	0 円
(2) 支出総額	0 円	(平成22年分)	
(平成20年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0 円
(1) 収入総額	0 円	ア 前年繰越額	0 円
ア 前年繰越額	0 円	イ 本年収入額	0 円
イ 本年収入額	0 円	(2) 支出総額	0 円
(2) 支出総額	0 円		
(平成21年分)		政治団体の名称	坂本国広後援会
1 収入・支出の総額		報告年月日	平成22年11月26日
(1) 収入総額	0 円	(平成19年分)	
ア 前年繰越額	0 円	1 収入・支出の総額	
イ 本年収入額	0 円	(1) 収入総額	0 円
(2) 支出総額	0 円	ア 前年繰越額	0 円
(平成22年分)		イ 本年収入額	0 円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0 円
(1) 収入総額	0 円	(平成20年分)	
ア 前年繰越額	0 円	1 収入・支出の総額	
イ 本年収入額	0 円	(1) 収入総額	0 円
(2) 支出総額	0 円	ア 前年繰越額	0 円
		イ 本年収入額	0 円
政治団体の名称	小林一貫後援会	(2) 支出総額	0 円
報告年月日	平成22年11月8日	(平成21年分)	

1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	155,387円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	155,387円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成21年分)	
(平成22年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	155,387円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	155,387円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成22年分)	
		1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	佐藤泰彦後援会	(1) 収入総額	155,387円
報告年月日	平成22年11月30日	ア 前年繰越額	155,387円
(平成18年分)		イ 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	155,387円		
ア 前年繰越額	155,387円	政治団体の名称	平社輝男後援会
イ 本年収入額	0円	報告年月日	平成22年11月16日
(2) 支出総額	0円	(平成20年分)	
(平成19年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	155,387円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	155,387円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成21年分)	
(平成20年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	155,387円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	155,387円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成22年分)	
(平成21年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

告 示

埼玉県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

平成二十三年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋山 真美	吉見町議会議員	秋山真美後援会	比企郡吉見町北吉見1632-58	平成22年11月29日
芦田 芳枝	川口市議会議員	芦田芳枝後援会	川口市安行原1328-2	平成22年11月4日
新井 悦子	川島町議会議員	新井悦子後援会	比企郡川島町上伊草1586-3	平成22年11月26日
碓 康雄	川口市議会議員	碓康雄後援会	川口市芝2-8-2	平成22年11月11日
伊藤 仕	さいたま市議会議員	伊藤まなぶ後援会	さいたま市北区宮原町2-126-10 Rハイツ405	平成22年11月11日
遠藤 昇	ふじみ野市議会議員	えんどう昇後援会	ふじみ野市亀久保1-7-23 西山コーポ 101号	平成22年11月8日
太田 博希	狭山市議会議員	誰もが笑って暮らせる街をみんなでつ くる会	狭山市鶴ノ木24-16	平成22年11月15日
柿沼 貴志	行田市議会議員	柿沼たか志後援会	行田市桜町2-13-15	平成22年11月30日
吉良 英敏	埼玉県議会議員	吉星会	幸手市惣新田1465	平成22年11月8日
瀬賀 恭子	越谷市議会議員	瀬賀恭子後援会	越谷市南町1-1-8	平成22年11月25日
竹内 栄治	越谷市議会議員	竹内えいじ後援会	越谷市東越谷8-3123-10	平成22年11月25日
武内 政文	埼玉県議会議員	武内まさふみ後援会	入間郡越生町越生895	平成22年11月8日
谷 新一	埼玉県議会議員	谷しんいち後援会	ふじみ野市新駒林3-5-15	平成22年11月22日
中村 文明	川越市議会議員	中村文明後援会	川越市新宿1667-5	平成22年11月9日
春山 純子	幸手市議会議員	春山純子といきいき幸手を語る会	幸手市中5-10-19	平成22年11月1日

菱沼 あゆ美	白岡町議会議員	菱沼あゆ美後援会	南埼玉郡白岡町篠津 2 1 5 0 - 5	平成 22 年 11 月 29 日
福田 悟郎	所沢市議会議員	ふくだ悟郎サポーターズクラブ	所沢市東所沢和田 3 - 1 3 - 5 3	平成 22 年 11 月 5 日
福田 洋子	川口市議会議員	福田洋子後援会	川口市前川町 4 - 2 4 7 - 1	平成 22 年 11 月 2 日
松尾 孝彦	鶴ヶ島市議会議員	松尾孝彦後援会	鶴ヶ島市上広谷 2 6 9 - 6 9	平成 22 年 11 月 30 日
守屋 淳	熊谷市議会議員	もりやあつし後援会	熊谷市小八林 1 1 3 1 - 6	平成 22 年 11 月 29 日

告 示

埼玉県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十三年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
福田 悟郎	所沢市議会議員	ふくだ悟郎後援会	名称	ふくだ悟郎後援会	ふくだ悟郎サポーターズクラブ	平成22年11月16日
吉田 一志	さいたま市議会議員	吉田一志後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市岩槻区西町1-2-23	さいたま市岩槻区南平野502-2 ラ・メール壱番館204	平成22年11月25日

告 示

埼玉県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
柿沼 とみこ	大利根町長	新しい大利根をつくる会	平成22年3月23日	平成22年11月8日